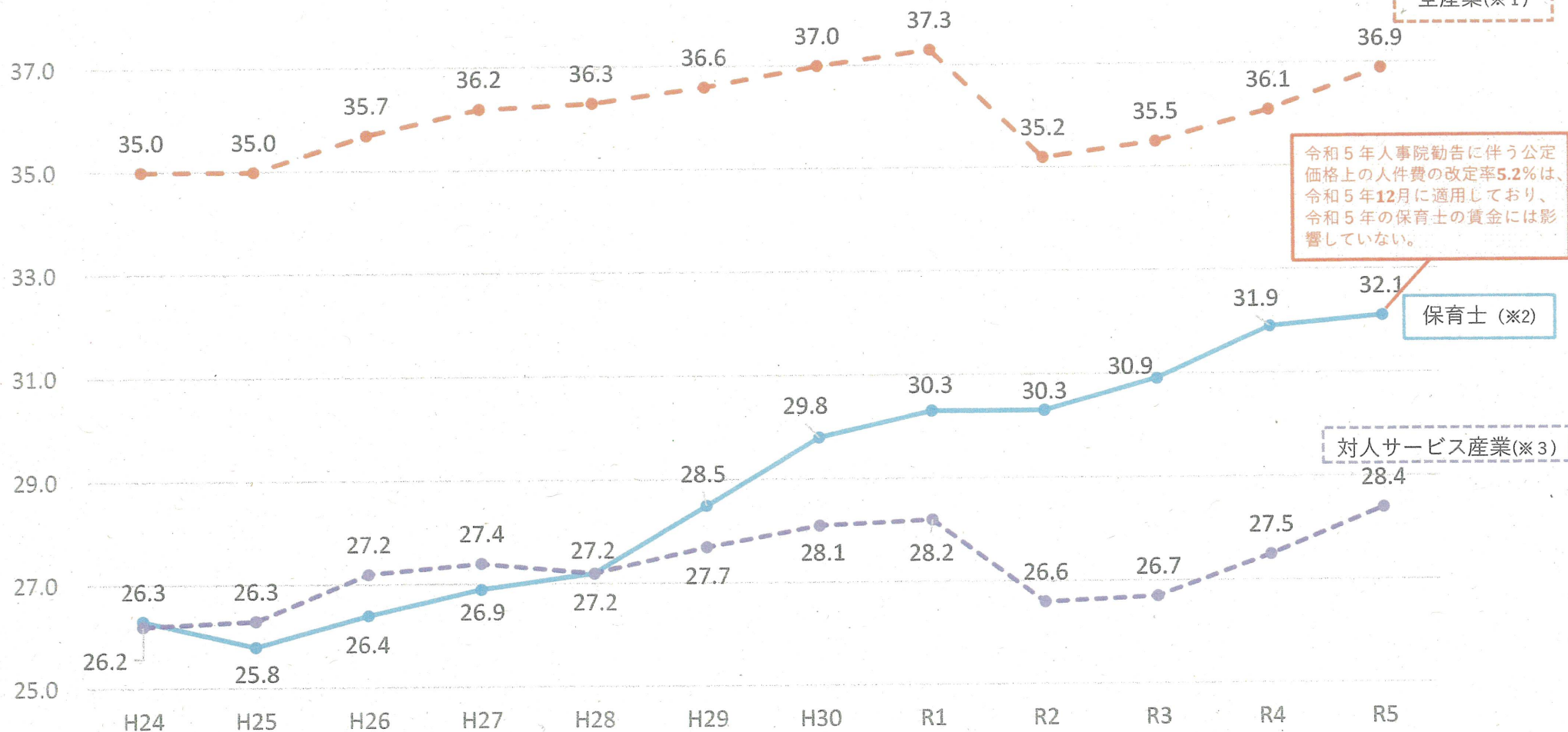


職種別平均賃金（役職者除く）（月収換算）

月収(万円)



令和5年人事院勧告に伴う公定価格上の人件費の改定率5.2%は、令和5年12月に適用しており、令和5年の保育士の賃金には影響していない。

資料:「賃金構造基本統計調査」(平成24年から令和5年までの各年で公表されたもの)により、こども家庭庁保育政策課で作成。

(※1)「全産業」は、産業別データの「産業計」から役職別データの「役職計」を除いて算出したもの。

(※2)「保育士」は、役職者を除いた職種別データの保育士(男女)の数値。

(※3)「対人サービス産業」は、産業別データの「宿泊業、飲食サービス業」及び「生活関連サービス業、娯楽業」を加重平均し、役職別データの「宿泊業、飲食サービス業」及び「生活関連サービス業、娯楽業」の「役職計」を除いて算出したもの。

(注1) いずれも一般労働者(短時間労働者を含まないもの)の男女で、役職者を除いた数値。

「全産業」と「対人サービス産業」は、令和元年までは100人以上の企業の役職者、令和2年からは10人以上の事業所の役職者を除いた数値。

「月収」とは、賃金構造基本統計調査における「きまって支給する現金給与額」に、「年間賞与其他特別給与額」の1/12を足した額。

「きまって支給する現金給与額」とは、労働協約又は就業規則などにあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって6月分として支給される現金給与額(基本給、職務手当、精進手当、家族手当が含まれるほか、時間外勤務、休日出勤等超過労働給与を含む)のこと。いわゆる手取り額でなく、税込み額である。

「年間賞与其他特別給与額」とは調査前年の1年間(原則として調査前年の1月から12月までの1年間)における賞与、期末手当等特別給与額(いわゆるボーナス)をいう。

(注2) 3%程度(月額9千円)の処遇改善は、令和4年2月から実施しており、令和4年の保育士の賃金に影響している。

令和3年人事院勧告に伴う公定価格上の人件費の改定率0.9%は、令和4年4月に適用していたが、補助事業においてその減額分に対応する金額の上乗せ補助を実施していた。

令和4年人事院勧告に伴う公定価格上の人件費の改定率2.1%は、令和5年2月に適用しており、令和4年の保育士の賃金には影響していない。